

東かがわ市規則第11号

東かがわ市立特定教育・保育施設の定員を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月5日

東かがわ市長

辺村 一郎

東かがわ市立特定教育・保育施設の定員を定める規則の一部を改正する規則

東かがわ市立特定教育・保育施設の定員を定める規則（平成26年東かがわ市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(定員)		(定員)	
第2条 略		第2条 東かがわ市立特定教育・保育施設の定員は次のとおりとする。	
名称	定員	名称	定員
東かがわ市立引田こども園	<u>135人</u>	東かがわ市立引田こども園	<u>150人</u>
東かがわ市立大内こども園	<u>160人</u>	東かがわ市立大内こども園	<u>180人</u>
東かがわ市立丹生こども園	<u>90人</u>	東かがわ市立丹生こども園	<u>100人</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。